

庁議における審議要旨	
日時	
令和８年４月１４日	午後４時００分～午後４時２０分
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、 区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭 部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、 企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
１	第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について
２	財産の取得（教育センター移転建物）について
審議の要旨	
１	第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について 教育施設計画担当課長から資料に基づき説明があり、了承。
２	財産の取得（教育センター移転建物）について 経理課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○教育センターになる建物の道路を挟んだ南側にある現行の駐車場はどのように活用するのか。 ・現在は３台程度駐車できる駐車場となっているが、今後は、教育センターに来る区民の方々の駐輪場として活用する方針である。
配付資料	
１	第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について
２	財産の取得（教育センター移転建物）について

庁議付議予定案件
(令和8年4月14日 午後 4時00分～)

- 1 第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について

(説明者 教育施設計画担当課長)

- 2 財産の取得(教育センター移転建物)について

(説明者 経理課長)

○ 今後の庁議日程

4月22日(水) 午後 3時30分～

4月28日(火) 午後 3時00分～

第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について

内 容

1 概要

第二日暮里小学校の学級数増加への対応状況等について報告する。

2 対応方針、学級数の推計結果及び現時点の対応状況

(1) 対応方針（令和6年12月4日文教・子育て支援委員会にて報告）

35人学級制の導入に加え、マンション建設等により通学区域内の子どもの数が年々増加していることから、数年後には普通教室が不足する可能性が高いため、校庭に増築校舎を建設する。

なお、既存校舎で確保可能な普通教室数は14教室である。

(2) 学級数の推計結果

令和7年4月1日時点の住民基本台帳データを基に、入学率や新規マンション等の動向も加味して推計した。なお、学級数増加が前倒しとなる可能性を考慮し、1年早めの供用開始を目指して整備を進める。

年度 (令和)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
学級数	12	12	12	13	14	15	16	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	既存校舎で対応可能					→教室不足発生														
対応	基本 設計	実施 設計	工事	→増築校舎供用開始																

(3) 現時点の対応状況

令和7年度、増築校舎の基本設計を以下のとおり実施した。

(別紙参照)

- ・所在地：荒川区東日暮里五丁目2番1号
- ・敷地面積：約400㎡（学校全体での敷地面積：約3,600㎡）
- ・延床面積：約1,200㎡
- ・構造：鉄骨造4階建て
- ・主な機能：普通教室6室、職員室、体育倉庫

※校庭が狭くなることから、既存校舎の屋上について、運動できるスペースとなるよう令和8年度中に改修を行う。

※既存校舎と2階部分で渡り廊下により接続するため、既存校舎側の改修が必要となる。

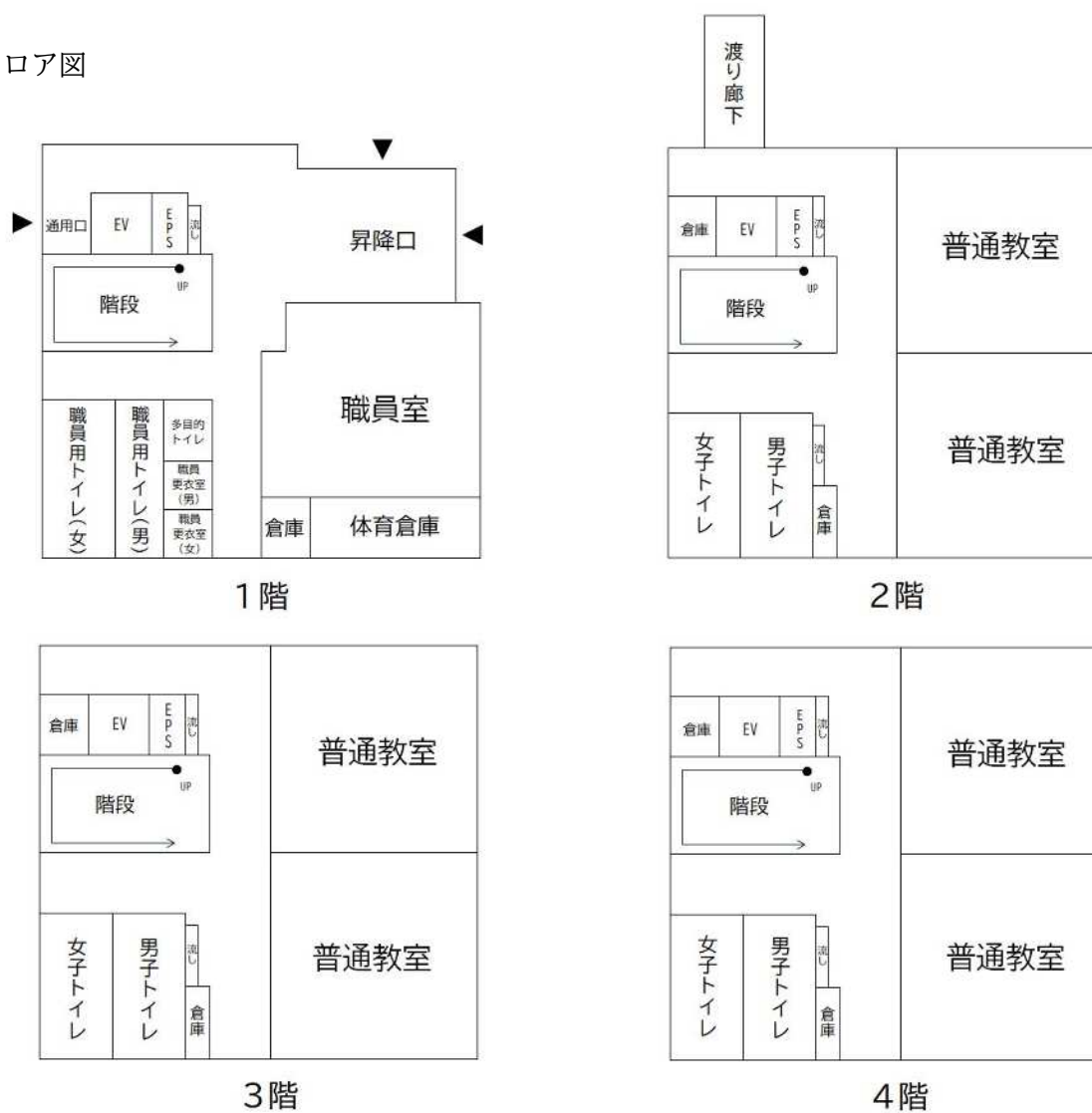
今 後 の 定 予	令和 8 年 5 月 1 4 日	文教・子育て支援委員会			
	令和 8 年度	実施設計			
	令和 9 年度	建設工事			
	令和 1 0 年度	建設工事			
	令和 1 1 年度	供用開始			
議会等報告		開示予定日	区報	ＨＰ	記者会見
5 月 1 4 日 文教・子育て支援委員会		委員会報告後	—	—	—

第二日暮里小学校増築校舎 計画イメージ（案）

○配置図



○フロア図



○イメージ図



庁議説明資料	
8.4.14	総務部経理課

財産の取得（荒川区立教育センター用建物）について

1 改正・提案理由				
学校施設建替え計画（案）において、現在教育センターが所在する荒川区立生涯学習センターが代替校舎として活用される方針が示されており、教育センター移転先の土地・建物の取得にあたり、建物について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年荒川区条例第17号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。				
2 内容				
(1) 取得の目的 荒川区立教育センターとして使用することを目的として、建物を取得する。 (2) 取得財産の所在 東京都荒川区東尾久六丁目1234番地1外1筆 (3) 取得財産の種類 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建て 床面積：750.60㎡ (4) 取得予定金額 79,719,124円 (5) 取得の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約 (6) 取得の相手方 東京都荒川区荒川三丁目79番7号 城北信用金庫 代表理事 大前 孝太郎 <参考> ○土地の取得について 取得面積 430.18㎡ (建物敷地366.99㎡、駐車場敷地38.43㎡、私道部分24.76㎡) 取得価格 267,241,455円 土地と建物の合計 346,960,579円 ○今後のスケジュール（予定） 令和 8年 4月末 議決、本契約 6月下旬 財産引き渡し 基本設計・実施設計（委託） 令和10年度 改修工事・移転 令和11年度 執務開始				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
(閉会会議) 総務企画委員会	委員会報告後	—	—	—

案内図

